

改正案	現行
<p data-bbox="418 317 1258 352">貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p data-bbox="1032 422 1457 491">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00066 最終改正 平成 19 年 3 月 29 日</p> <p data-bbox="240 583 299 615">(略)</p> <p data-bbox="825 667 854 699">記</p> <p data-bbox="240 747 854 779">【Ⅰ】 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p data-bbox="240 789 433 821">1～8 (略)</p> <p data-bbox="240 831 388 863">9. その他</p> <p data-bbox="240 873 1457 1062">「別紙5 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙 6 <u>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</u>」に該当するものについては、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p data-bbox="240 1115 834 1146">【Ⅱ】 国別引受基準に基づく取扱事項 (略)</p> <p data-bbox="240 1199 587 1230">[別紙1]～[別紙5] (略)</p> <p data-bbox="240 1283 359 1314">[別紙6]</p> <p data-bbox="477 1335 1199 1377"><u>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</u></p> <p data-bbox="240 1440 1457 1671"><u>水力発電等プロジェクト(ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等。以下同じ。)の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業(当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。)を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が1.5億円超のものに限る。</u></p> <p data-bbox="240 1734 433 1766">[別表] (略)</p>	<p data-bbox="1673 317 2513 352">貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p data-bbox="2288 422 2712 491">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00066 最終改正 平成 19 年 1 月 11 日</p> <p data-bbox="1495 583 1555 615">(略)</p> <p data-bbox="2080 667 2110 699">記</p> <p data-bbox="1495 747 2110 779">【Ⅰ】 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p data-bbox="1495 789 1688 821">1～8 (略)</p> <p data-bbox="1495 831 1644 863">9. その他</p> <p data-bbox="1495 873 2712 1020">「別紙5 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p data-bbox="1495 1115 2089 1146">【Ⅱ】 国別引受基準に基づく取扱事項 (略)</p> <p data-bbox="1495 1199 1843 1230">[別紙1]～[別紙5] (略)</p> <p data-bbox="1495 1734 1703 1766">[別表] (略)</p>